

神奈川県土地改良事業団体連合会規約

第1章 総則

第1条 この会の運営及び業務の執行に関しては、法令、法令に基いてする行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほか、この規約による。

第2章 総会

第2条 会長は、出席人員を報告して開会を宣し、議長の選任を諮るものとする。

2 前項の行為は、監事が招集した場合にあっては、招集した監事が行う。

第3条 議長は、議事の開始に当たり、総会の承認を得て、議事録署名人2人を指名する。

2 議事録には、次の事項を記載し、議長及び総会に出席した理事2人並びに議事録署名人がこれに署名及び押印しなければならない。

(1) 総会の種類及び招集通知の日

(2) 開会日時及び場所

(3) 会員の総数

(4) 出席会員の数(内本人出席 人、代理人出席 人、書面出席 人)

(5) 議長の選任

(6) 議事の経過の要領

(7) 議決した事項及びその賛否の数

(8) 閉会の時刻

第4条 議案は、議長が議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

2 議長は、必要があるときは、議案の説明を他の者に行わせることができる。

第5条 議長は、あらかじめ通知した議案のほか、定款第19条に規定する役員の選任及び第42条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、総会に諮ってこれを追加議案とすることができる。

第6条 発言しようとする者は、その会員名及び氏名を告げて議長の許可を得なければならない。

2 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

第7条 出席した会員は、議事の進行を妨げない限り、2人以上の同意を得て緊急動議を提出することができる。

2 緊急動議が提出されたときは、議長はこれを総会に附議すべきかを総会に諮らなければならない。

第8条 否決された議案又は否決若しくは撤回された緊急動議は、その総会に再び提出することができない。

第9条 議長は、採決しようとするときは、表決に付すべき議題を宣告し、挙手、起立、又は投票のいずれかの方法によって行う。

2 前項の投票を行う場合は、議長は、出席した会員のうちから投票立会人2人を指名し投票に立会わせるものとする。

3 議長は、書面決議を加えて採決の結果を宣告する。

第10条 代理人は、入場のとき代理権を証する書面を会長に提出するものとし、会長が必要と認めるときは、これと引換えに代理権を証する証票を交付するものとする。この場合には、代理権者は、前条の採決に当たって証票を明示して、採決に応じなければならない。

第11条 総会で必要があると認めるときは、委員会に付託して、議案その他の審議をさせることができる。

2 委員は、総会において出席した会員のうちから選任する。

3 委員会に附議した議案は、委員会の審議の結果の報告を聞いて採決しなければならない。

4 委員は、委員長1人を互選し、委員長は議案審議のため委員会の議長となり、この会議を総理し、かつ、審議の経過及び結果を総会に報告しなければならない。

第12条 定款第19条による詮衡委員は、会員のうちから支部ごとに1人を総会で選任する。

第13条 詮衡委員は、委員長1名を互選する。

2 委員長は、詮衡委員会の議長となり、その会議を総理し、かつ、会議の経過及び結果並びに推薦する役員候補者の氏名を総会に報告しなければならない。

第14条 議長は、前条による詮衡委員会の報告があったときは、その報告に基づき、役員の選任の方法を総会に諮らなければならない。

第15条 議案に対して修正案が提出されたときは、議長はまずこれについて採決を行うものとする。

2 修正案が2つ以上のときは、その趣旨が原案に遠いものから採決する。

3 修正案が否決されたときは、原案について採決する。

第3章 役員会

第1節 理事会

第16条 理事会は、少なくとも年3回開催するほか、会長が必要と認めた場合又は理事の3分の1以上の請求のあった場合に招集する。

第17条 理事会を招集しようとするときは、会長は、その会日から5日前までに会議の日時、場所及び議案を理事に通知しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りではない。

第18条 理事会に出席できない理事は、その旨を理事会の前日までに会長に届出なければならない。

第19条 監事及び顧問並びに参加は、理事会に出席して意見を述べることができる。

2 理事会は、必要に応じて職員その他の者を出席させ、意見を徴することができる。

第20条 理事会の議事は、定款第24条の定めるところにより決するものとし、議長は採決に加わらない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 招集通知の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 出席した理事の氏名及び欠席した理事の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数
- (6) 閉会の時刻

第2節 監事会

第22条 監事をもって、監事会を組織し、監事の協議により代表監事1人を定める。

2 代表監事は、必要に応じ監事会を招集し、その議長となる。

第23条 監事は、何時でも理事に対して業務状況の報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第24条 監事会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査の結果の処理方法
- (3) 監査細則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 定款第35条の規定による会議の招集に関する事項
- (5) その他監事の必要と認めた事項

第25条 監事会は、必要に応じ、理事、職員及びその他の者の出席を求め、意見を徴し、又は事情を聴取することができる。

第26条 監事会には第21条の規定を準用する。ただし、「理事」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第3節 委員会

第27条 会員をこの会の業務運営に参加させ、かつ、その事業の円滑な発展を図るため、理事会において必要と認めるときは、委員会等（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、理事会がこれを定める。

第4章 基本財産及び職員の退職給与積立金

第28条 この会に基本財産は、財政調整積立金とする

第29条 基本財産の取得及び管理については、別の規程で定める。

第30条 基本財産は、総会の議決を経なければ処分することはできない。

第31条 削除

第32条 削除

第33条 この会は、職員の退職給与金に充てるため、毎事業年度、既定予算額を積み立てるものとする。

2 役員退任慰労金支給及び職員退職給与積立管理及び給与については、別の規程で定める

第5章 事業の執行

第34条 この会の事業の執行は事業計画に従い、これを行うものとする。

第35条 事業の執行はすべて会長の決裁によりこれを行う。ただし、副会長及び専務理事の専決処理事項を定めたときはこの限りではない。

2 この会に事務局を設ける。

第36条 この会の事業に関する教育、情報活動を行うため、機関誌を発行する。

第37条 この会の事業を行うに当たり、特別の経費を必要とする場合は、あらかじめ当該会員と協議の上、その事業に要する実費を徴収することができる。

第38条 削除

第39条 この会は、業務を円滑に運営するため定款第45条の規定に基き、次の支部を設置することができる。

- (1) 横浜川崎支部＝横浜市、川崎市の区域とする。
- (2) 横須賀三浦支部＝横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の区域とする。
- (3) 県央支部＝相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の区域とする。
- (4) 湘南支部＝平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町の区域とする。
- (5) 足柄上支部＝南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の区域とする。
- (6) 西湖支部＝小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の区域とする。

2 支部の運営については、支部運営規程で定める。

第6章 会計

第40条 理事会は、毎事業年度の経費の収支予算を作成し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。

第41条 この会の会計は、一の会計とする。

2 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上することができる。

3 予備費は総会の否決した費途に充てることはできない。

4 理事会は、収支予算書の作成後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成し、総会の議決を得なければならない。

ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金の賦課基準に変更がない場合に限り、理事会が専決処分することができる。

この場合には、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第42条 この会の出納は、毎事業年度経過後2か月をもって閉鎖する。

第43条 毎事業年度の収支決算において剰余金が出たときは、これを翌年度の収入として繰り越しするものとする。

第44条 会長は、出納閉鎖後2ヶ月以内に収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成し、監事の監査を受けなければならない。

第45条 金銭は、総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

第46条 この会の会計処理に必要な事項は、会計規程で定める。

2 前項の会計規程は、理事会で定め、監事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和33年12月25日から施行する。
- 2 この規約は、昭和40年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、昭和44年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、昭和47年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成5年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成10年4月1日から施行する。
- 9 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 11 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 12 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この規程の施行日前の会計年度における会計に関する次項については、従前の例による。